



# 卷線共通規格－第 0-3 部：一般特性－ エナメルアルミニウム線

JIS C 3215-0-3 : 2025

(JSA)

令和 7 年 11 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	岩本 光正	東京科学大学名誉教授
(委員)	加藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会
	鈴木 義夫	一般社団法人電気設備学会
	辻 勝也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	馬場 旬平	東京大学
	西原 敏之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	南 裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本吉 高行	一般社団法人電気学会
	若月 壽子	主婦連合会
	綿貫 宏樹	一般社団法人日本電機工業会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 7.11.20

担当部署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官報掲載日：令和 7.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素案作成者：一般社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル)

審議委員会：電気分野産業標準作成委員会（委員会長 岩本 光正）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義、一般事項並びに外観</b>	2
<b>4 寸法</b>	4
<b>5 導体抵抗</b>	7
<b>6 伸び及び引張り強さ</b>	7
<b>7 軟らかさ</b>	7
<b>8 可とう性及び密着性</b>	7
<b>9 耐熱衝撃</b>	8
<b>10 耐軟化</b>	8
<b>11 耐摩耗</b>	8
<b>12 耐溶剤</b>	8
<b>13 絶縁破壊</b>	9
<b>14 均一性（公称導体径 1.600 mm 以下のもの）</b>	9
<b>15 温度指数</b>	10
<b>16 耐冷媒</b>	10
<b>17 はんだ付け性</b>	10
<b>18 融着性</b>	10
<b>19 誘電正接</b>	10
<b>20 耐トランス油</b>	10
<b>21 加熱減量</b>	11
<b>22 ピンホール試験</b>	11
<b>23 包装</b>	11
<b>附属書 A（参考）中間サイズの寸法（R40）</b>	12
<b>附属書 B（規定）導体抵抗の算出方法</b>	14
<b>附属書 C（規定）導体抵抗</b>	15
<b>附属書 JA（規定）代替特性</b>	17
<b>附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表</b>	20
<b>解 説</b>	22

## まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 3215-0-3:2014**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関する確認について、責任はもたない。

**JIS C 3215** 規格群は、次に示す部で構成する。

**JIS C 3215-0-1** 卷線共通規格－第0-1部：一般特性－エナメル銅線

**JIS C 3215-0-2** 卷線共通規格－第0-2部：一般特性－エナメル平角銅線

**JIS C 3215-0-3** 卷線共通規格－第0-3部：一般特性－エナメルアルミニウム線

**JIS C 3215-0-4** 卷線共通規格－第0-4部：一般特性－ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-0-6** 卷線共通規格－第0-6部：一般特性－樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-1** 卷線個別規格－第1部：クラス105のポリビニルアセタール銅線

**JIS C 3215-2** 卷線個別規格－第2部：クラス130の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線

**JIS C 3215-4** 卷線個別規格－第4部：クラス130のはんだ付け可能ポリウレタン銅線

**JIS C 3215-8** 卷線個別規格－第8部：クラス180のポリエステルイミド銅線

**JIS C 3215-14** 卷線個別規格－第14部：クラス105のポリビニルアセタールアルミニウム線

**JIS C 3215-17** 卷線個別規格－第17部：クラス105のポリビニルアセタール平角銅線

**JIS C 3215-31** 卷線個別規格－第31部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-32** 卷線個別規格－第32部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-48** 卷線個別規格－第48部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-49** 卷線個別規格－第49部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-54** 卷線個別規格－第54部：クラス155のポリエステル銅線

# 卷線共通規格— 第 0-3 部：一般特性—エナメルアルミニウム線

Specifications for particular types of winding wires—  
Part 0-3: General requirements—Enamelled round aluminium wire

## 序文

この規格は、2024年に第4版として発行されたIEC 60317-0-3を基とし、我が国固有の状況に対応するために、技術的内容を追加及び変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条及び附属書JAは、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定する。

なお、公称導体径の範囲は、個別規格による。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60317-0-3:2024, Specifications for particular types of winding wires—Part 0-3: General requirements  
—Enamelled round aluminium wire (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

### JIS C 3108 電気用硬アルミニウム線

### JIS C 3215（規格群） “卷線共通規格” 及び “卷線個別規格”

注記 対応国際規格における引用規格：IEC 60317 (all parts), Specifications for particular types of winding wires

### JIS C 3216-2 卷線試験方法—第2部：寸法

注記 対応国際規格における引用規格：IEC 60851 (all parts), Winding wires—Test methods

### JIS C 3216-3 卷線試験方法—第3部：機械的特性

注記 対応国際規格における引用規格：IEC 60851 (all parts), Winding wires—Test methods